

 労協連だより

田嶋 康利

日本労協連は、今年度下期「協同労働の協同組合」の法制化をめざす運動の再起動を開始する準備に入る。

2008年2月の「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」(会長：坂口力氏)の発足、2010年4月の同議員連盟総会における「協同労働の協同組合法案(仮称)要綱」の確認、その後の2011年民主党政権下における要綱案の検討から4年が経過した。その間、早期制定を求める自治体意見書採択は862の自治体に広がる一方、度重なる国政選挙によって議員連盟の体制が大きく変化(250名から111名に減少)、超党派議連における議論は実質止まったままである。

この間、「協同労働の協同組合」の法制化をめざす市民会議の事務局を担う日本労協連は、「震災復興」や様々な困難を抱える人々の「自立支援」、そして持続可能な地域づくりに向けた「仕事おこし」、地方版「協同労働」ネットワーク組織づくり等に総合的に取り組んできた。協同で出資して共に働く「協同労働」という新しい働き方は、「地域・市民の協同の力で切り拓く地域づくり」の実績を全国に広げ、その期待の高まりは広島市において「協同労働プラットフォーム事業」という社会的な制度として結実されてきた。

「協同労働の協同組合」は、市民や働く者が主体者として自ら出資をし、経営に責任を持って参加し、「働く機会を自発的に

創出する」ことと「よい仕事を実現し、社会に役立つ」ことをめざし30有余年にわたり活動してきた。2015年度の事業高は317億円、就労者1万4,000人、全国300自治体超に事業所・現場に拠点を持つに至った。この協同組合は、働きたいと願いながら仕事を得られないでいる人々や、まともな仕事に就きたいと願いながら適わない人々が「雇ってもらおう」のを待つのではなく、当事者が主体となって地域で仕事を創り出していくことを支援することを目的としている。

協同労働をめざす事業体は、労協連以外に、生協運動の中から女性たちの社会貢献の事業として出発した「ワーカーズ・コレクティブ」、障がいのある人びとの就労と仕事の創出に取り組む「共同連」や「浦河べてるの家」などの団体、また農産物の加工、直売所、レストランなどを運営する農村女性起業(農村女性ワーカーズ：個人・団体で9,700起業：2014年度農水省調査)などが存在し、いずれも30年以上の活動の歴史を持ち、10万人の就労と1,000億円の事業規模と言われている。

「地方消滅」に象徴されるように社会の持続可能性が失われていると言われて久しい。国家主義的、新自由主義的な政策が進行する中で、人と人との関係が破壊され、孤立と排除、貧困が広がる社会の中で、生活困窮者支援制度などの自立支援事業も開始され、私たちワーカーズコープへの期待も高まっている。いまこの時代において、協同

労働の協同組合を法制化し、社会的制度を与えることで、当事者市民が出資し、事業経営に参画することで、営利企業やNPO法人における労働では解決がむずかしい、また地域や社会が抱える数多くの課題を解決できる可能性があると考えている。

私たちは、「協同労働法制化」の強力な推進をあらためて決意し、国会における検討を進めていくために超党派議連の再開を全政党に働きかけていく。そのために、この運動と連動して、全国各地で協同労働の協同組合・ワーカーズコープを社会化していく取組みを一層大きく広げていかなければならない。ポストIYC(国際協同組合年記念協同組合全国協議会)など協同組合陣

営などを中心とする他団体への働きかけと共に、特に、ひろしま「協同労働」推進ネットワークが切り拓いた「協同労働プラットフォーム」を他の地域に広げていくための企画提案(地方創生関連事業等と結んで)や自治体(首長)懇談、事業を検証する研究会などの開催。また引き続き「小規模多機能自治推進ネットワーク」に加盟する自治体や組織との連携を図りながら、地域における協同労働の実態づくりと共に、法制化運動との連携を模索していきたい。

協同総研の会員研究者の皆さんに、法制化運動と協同労働に対する研究等への参加を引き続きお願いしたいと思う。